

令和6年4月1日から請求書への押印が省略できるようになりました。

小樽市病院局が発注する物品の購入や工事・委託等に係る請求の際には、これまでは請求書に代表者印の押印が必要でしたが、令和6年4月1日以降に発行される請求書は押印を省略できるようになりました。

● **押印を省略する際には、請求書に次の事項を記載してください。**

- ・ 請求年月日
- ・ 債権者の住所・氏名・振込先口座
- ・ 請求金額及びその内容
- ・ 請求書の本件責任者氏名及び連絡先(電話番号)
- ・ 請求書の発行事務の担当者氏名及び連絡先(電話番号)

- ・ 「本件責任者」は、代表取締役又は支店長や営業所長など、請求書発行の責任者です。
- ・ 「担当者」は、請求書の発行・送付等を担当する方です。
- ・ 本件責任者と担当者が同一の場合は、担当者欄に「同上」と記載して構いません。

● **その他**

- ・ これまでどおり押印のある請求書を使用することができます。
- ・ 請求書に必要な要件を満たしていれば様式は問いません。
- ・ 押印を省略した請求書は電子メール(PDFファイルのみ)で提出していただいても構いません。なお、添付ファイルは1請求書（内訳を含む）につき1データとしてください。
- ・ 詳細については、「請求書の押印省略に関するQ&A」を御参照願います。

お問い合わせ先

小樽市病院局 小樽市立病院

事務部 経営企画課 財務担当

TEL：0134-25-1211

(内線2036)

請求書の押印省略に関するQ&A

質問		回答
○対象となる書類		
1	押印省略の対象となる書類は何か。	令和6年4月1日以降に発行される請求書が対象となります。
2	請求書について、個人や個人事業主も対象ですか。	法人の事業者と同様に対象となります。
○押印省略の方法		
1	押印省略の場合、どのような請求書を使用すればよいのか。	請求書に「本件責任者氏名」、「発行事務の担当者氏名」及びそれぞれの連絡先(電話番号)を記載することが必要となります。また、従来の請求書でも上記の項目を追加することで使用可能です。
2	「本件責任者」とはどのような者か。	「本件責任者」は代表取締役又は支店長や営業所長など、請求書を発行する権限と責任を有する役職員等のことをいいます。
3	「発行事務の担当者」とはどのような者か。	「発行事務の担当者」は、請求書の発行・送付等の事務を担当する方のことをいいます。
4	「本件責任者」と「発行事務の担当者」が同一の場合の記載方法はどのようにすればよいか。	「本件責任者」と「発行事務の担当者」が同一の場合には、「本件責任者氏名及び連絡先」を記入し、「発行事務の担当者及び連絡先」は「同上」と記載して構いません。
5	本件責任者及び担当者欄の記載は苗字だけでよいのか。	氏名（フルネーム）の記載が必要です。
6	個人の場合について、「本件責任者」及び「発行事務の担当者」の記載はどのようにすればよいか。	「本件責任者」及び「発行事務の担当者」とも個人の氏名になるので、個人の氏名と連絡先が記載されていれば構いません。
○電子メールによる提出		
1	請求書を電子メールで提出可能か。	押印を省略した請求書について、電子メールでの提出も可能です。
2	電子メールで請求書を提出する場合、請求書のファイル形式に指定はあるのか。	電子メールで請求書を提出する場合には、PDF形式に限定しています。なお、添付ファイルは請求書1件(内訳を含む)につき1データとしてください。
3	電子メールで請求書を提出する場合、送信先はどこにすればよいか。	電子メール請求書を提出する場合には、担当課宛のメールアドレスに送信してください。

○その他		
1	従来どおり押印を省略せずに請求書を提出してよいか。	これまでどおり押印のある請求書は提出できます。
2	押印を省略した請求書の内容の訂正について。	押印を省略した請求書について訂正がある場合には、再度請求書を作成して提出してください。
3	委任状の押印は省略できるのか。	委任状の押印は省略できません。
4	請求書をFAXで提出することは可能か。	FAXでの提出はできません。